

「昭和町常永土地区画整理事業環境影響評価方法書」に対する意見

<全般的な事項>

1. 対象事業による環境への影響を評価するにあたり、方法書に記載した環境保全方針と整合を図ること。
環境の保全のための措置の検討は、複数案の比較により行うこととし、その過程（経緯）及び結果を準備書に記載すること。
なお、事業計画の進捗により環境保全方針の見直しを行った場合は、見直しを行った箇所及びその理由を準備書、評価書等に記載すること。ただし、見直し後の環境保全方針は、方法書に記載した内容より環境が悪化する内容としないこと。
2. 事業が複数の工区に分けて実施され、また、工期も長期間に及ぶことから、事業実施中に先行して整備された工区の供用（新住民の入居等）が想定される。
そのため、先行して供用された地区と事業実施中の工区の境界付近における環境影響についても予測の対象とし、工事と並行して入居する住民が良好な生活環境を確保できるよう検討すること。
3. 動植物調査については、本年6月に公表された「山梨県レッドデータブック」の掲載種についても検討の対象とすること。
希少種が確認された場合、専門家の指導を受けながら生息環境の保全のための措置を慎重に検討し、その過程・結果について準備書に記載すること。
4. 評価は、環境の保全のための措置の実施前後の比較により、定量的に環境影響の軽減の度合を明らかにすること。
5. 調査・予測及び評価を行う中で、方法書に記載されていない環境影響評価項目についても環境影響が懸念される場合は、積極的に環境影響評価を行い環境影響を軽減するための措置の検討を行なうとともに、その内容について準備書に記載すること。

<個別事項>

※ () 内は方法書のページ番号

1. 環境影響評価の項目の選定について

『IV-1 環境影響要因の把握』に「都市計画道路の供用」、「新住民の車両の運行」を追加し、これらの要因に対応する、『IV-2 環境影響評価項目』に大気汚染、騒音及び振動を選定すること。

※新住民：住居系地域内に定住する住民

2. 調査、予測及び評価の手法について

1) 『V-1 大気汚染』、『V-2 騒音』及び『V-3 振動』共通事項

次の事項について明らかにし、その結果を準備書に記載すること。

(1) 都市計画道路の供用

計画地域内の都市計画道路については、既存道路のバイパス化、商業系地域における週末交通量の増加、住居系地域における人口増加に伴うマイカーの利用等による、環境影響が懸念されるため、供用後の周辺の主要な道路の交通量の変化を把握することにより、環境影響の範囲・程度について図表等により明らかにした上で、複数案の比較により環境保全措置の検討及び評価を行うこと。

(2) 新住民の車両の運行

新住民の車両の運行については、類似例、近隣市町村の車両の保有台数及び利用状況等を参考にしながら車両の運行状況を把握し、都市計画道路に係る大気汚染、騒音及び振動の環境影響の把握に反映すること。

(3) 環境影響を特に受けやすい施設への配慮

計画地域内及び近隣には、常永小学校、病院等の環境影響を受けやすい施設が立地していることから、当該事業の実施によりこれらの施設に対する環境影響については慎重に予測及び評価を行い、環境保全措置について検討すること。

(4) 資材等運搬車両の運行（主に土砂の搬入）の評価手法について

『II-7 都市計画対象事業の計画内容』の造成計画において、大量の土砂の搬入が予定されていることから、資材等運搬車両の運行（輸送経路と時間帯別の車両台数等の調整等）については、複数案を立案し、それぞれの案について大気汚染、騒音及び振動の予測及び評価を行い、その結果を総合的に比較検討し、その検討経緯を明らかにすること。

2) 『V-1 大気汚染』の予測方法について

都市計画道路の供用、新住民による車両の運行、商業施設の営業に係る車両の運行等に係る大気汚染の状況を把握するにあたり、本県の特徴である盆地地形と冬期、春・秋期の移動性高気圧の通過等の気象条件により、接地逆転層が発生した場合、大気汚染物質の拡散抑制が懸念されることから、大気安定度、接地逆転層の出現傾向及び出現した場合の拡散の程度について予測及び評価を行うこと。

3) 『V-4 水質汚濁』

事業実施による環境影響を明らかにするため、計画地上流部にも調査地点を設定すること。

4) 『V-5 水象』

事業計画地の下流域（清川、東花輪川下流域）において、農業用水として利水されていることから、予測事項に記載されている雨水の流出状況の把握については、調整池の洪水調整機能を考慮たものとする。

5) 『V-6-1 植物』

(1) 調査事項について（大木の分布状況の把握）（V-19）

環境保全方針（II-14）において、「大木については保全に努める」旨記載されているが、記載された調査の手法では、大木の分布状況を把握することはできないことから、大木の分布状況を把握するための調査を行うこと。

(2) 環境保全措置の検討（V-21）について

・大木の分布及び神社に付随する緑地

計画地内に生育する大木の分布及び神社に付随する緑地については、分布図を作成し、特に保全が必要な大木及び緑地の分布状況を明らかにした上で、保全のための措置について検討を行い、その結果を準備書に記載すること。

・緑道について

公園の計画(図II-3.2)に記されている緑道については、公園、神社等の植生と調和した樹種の検討を行い、その結果を準備書に記載すること。

・緑地公園について

緑地の形成については、既存調査結果及び当該地域の潜在植生を反映した樹種等の採用による緑化の検討を行い、その結果を準備書に記載すること。

また、神社周辺の既存樹木についても良好な緑地を形成するための『管理方針』を策定すること。

計画地域には、多様な水生生物の生息が期待されることから、現在、農業用水として利用している用水を活用した水辺空間の創出により、消失する水環境の代償の検討を行い、その結果を準備書に記載すること。

6) 『V-6-1 水生生物』

(1) 調査事項（V-27）について

調査事項に両生類・爬虫類を加え、陸上動物の項に記載されている同項目と併せて、対象事業の実施により変化する生息状況及び生息環境の変化の程度について明らかにし、その結果を準備書に記載すること。

(2) 環境保全措置の検討 (V-30) について

環境保全措置の検討は、計画地域外の環境の状況について事業者の管理が及ばないことから、計画地域外に類似した環境があることを前提とした環境保全措置の検討は行なわないこととし、計画地域内における低減及び代償について検討すること。

ただし、計画地域外であっても、事業主体が深く関与する団体等により長期的に周辺地域の環境の状況が管理できる場合は、関連する団体名及びその理由を明記した上で保全措置の対象とすることができる。

7) 「V-7生態系」

(1) 予測の手法について (V-31)

予測の手法については、事業実施前後の耕作地の分布及び面積と新たに創出される緑地(グラウンド等、動植物のハビタットと見なすことができない部分を除く)の分布及び面積をそれぞれ図表等により明らかにし、その結果を準備書に記載すること。

(2) 環境保全措置の検討について (V-31)

環境保全措置の検討については、現在の生息環境を代償する措置の検討を行い、その結果を明らかにし、その結果を準備書に記載すること。

8) 『V-8風景・景観』

(1) 予測事項について (V-33)

・計画地内からの風景・景観

計画地は南アルプス、八ヶ岳、御坂山系等の本県を代表する景観が一望できる地域であるとともに、水田風景は当該地域における典型的な風景であることから、計画地内からの風景についても予測及び評価の対象とし、必要に応じ予測地点を追加すること。

・大型看板等

商業施設等における大型看板の設置は、近隣住宅地等の町並みや地域景観への影響が懸念されることから、商業地区に大型看板が設置された場合の景観についてフォトモンタージュ等を用い検討を行うこと。

また、夜間照明による周辺への影響についても現状との比較を行いその結果を明らかにし、準備書に記載すること。

(2) 評価の手法について (V-35)

事業により、計画地全体の土地利用が現状とは異なるものとなることから、評価手法に記載された「回避、低減」による評価は困難であることから、評価手法については、現状と事業実施後について、地域景観の特徴をフォトモンタージュ等の具体的な手法により景観がどのように置き換えられるのか明らかにし、その結果を準備書に記載すること。